

岐阜県証紙条例の一部を改正する条例について

岐阜県証紙条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和四年九月十五日提出

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県証紙条例の一部を改正する条例

岐阜県証紙条例（昭和三十九年岐阜県条例第六号）の一部を次のように改正する。
第二条に次のただし書を加える。

ただし、当該使用料及び手数料を納付しようとする者が次のいずれかの方法により納付する場合は、この限りでない。

- 一 自ら納付する方法であつて、電子情報処理組織を使用するものその他の情報通信技術を利用するもので規則で定めるもの
- 二 地方自治法第二百三十一条の二の三第一項に規定する指定納付受託者に当該使用料又は手数料の納付を委託して納付する方法

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提 案 説 明

情報通信技術を利用する方法等により使用料及び手数料を納付する場合は、証紙徴収の方法によらないこととするため、この条例を定めようとする。